

介護老人福祉施設重要事項説明書

令和8年8月1日現在

1 法人の概要

法人の名称	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 しらゆり会
代 表 者 名	りじちよう かじ はら りゅう た 理事長 梶 原 竜 太
所在地・連絡先	(所在地) 広島県東広島市西条町馬木 1566 番地 (電 話) 082-425-2000(代表) (F A X) 082-425-2001

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム長寿苑
施設の所在地	広島県東広島市西条町馬木 1566 番地
管理者名	苑 長 梶 原 竜 太
事業所番号	広島県知事指定 3472500366
電話・FAX	(電話) 082-425-2000(代表) (FAX) 082-425-2001

3 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

要介護者等の心身の状況に応じて適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供すると共に、その他の措置を講ずることにより常に指定介護老人福祉施設サービスを受ける者の立場に立って、これを提供することを目的としています。

(運営の方針)

- 施設は、施設サービス計画に基づき、常に居宅における生活への復帰を念頭に置きながら、サービス提供して行きます。
- 施設は、入苑者等の心身の特性を踏まえた上で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営めることを目標としています。
- 施設は、各居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設等、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、協力と理解の基による総合的なサービスが提供できるように努めております。
- 施設は、緊急の事態においても柔軟な対応ができるような体制等を整備しております。

4 施設の概要

(1)敷地及び建物

敷地面積(法人全体)		9,445. ⁶⁵ m ²
建 物 短期入所生活介護 事業所と一体	構 造	鉄筋コンクリート造 平屋建
	延べ床面積	3,276. ⁰⁷ m ²
	定 員	多床室56名 / 短期入所44名

(2)居室及び主要な設備

居室及び主要な設備			
4人部屋	13部屋	食 堂	2室
2人部屋	2部屋	食堂兼機能回復訓練室	1 室
一般浴室・脱衣場	1室	特殊浴室	1室(特殊浴槽1台)

静 養 室	1部屋(4人)	医 務 室	1室(診療所)
面 会 室	1室	介護スタッフルーム	1室
談話コーナー	2か所	私 物 庫	4室
※居 室	4人部屋 4部屋	3人部屋 8部屋	2人部屋 2部屋

(※は短期入所専用居室となります。)

5 職員の体制(標準的な員数)

従事者の職種	員数	区 分				保有資格
		常 勤		非常勤		
		専任	兼務	専任	兼務	
管 理 者	1	1				施設長資格
配置医師	1			1		医師免許
介護支援専門員	1		1			介護支援専門員
生活相談員	2	1	1			介護福祉士／社会福祉士
看護職員	8	3		5		看・准看護師
	3	2		1		
介護職員	32	27		5		介護福祉士等
機能訓練指導員	1	1				准看護師
管理栄養士	2	2				管理栄養士 栄 養 士
栄 養 士			1			
調 理 員	8	6	1	1		調 理 師
事 務 員	8		7		1	他の事業所兼務

注記 看護職員 3名は短期入所専任の看護職員であり、この看護職員と介護職員以外は地域密着型特養の職員も兼務しております。

6 職員の職務・勤務体制及び職員の質の確保

- (1) 施設は、入苑者に適切な施設サービスを提供できるように、職員の勤務体制を定めるものとする。
- (2) 施設は、施設の職員により施設サービスを提供するものとするが、入苑者の処遇上に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- (3) 施設は、職員の資質向上のため、研修の機会を確保するものとするとともに、入苑者に対し直接介護に携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

従事者の職種	職務及び勤務体制	兼務の状況		
		多	短	地
管理者	施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、施設を総括します。勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	○	○	○
配 置 医 師	入苑者の医療を担当し、保健衛生について必要な指導等を行います。 週2回(火曜日・金曜日午後1時間程度勤務)	○	○	○
介護支援専門員	施設サービス計画を作成し、介護支援に関する業務を行います。勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	○	○	○

生活相談員	入苑者、ご家族等からの相談などに応じると共に、入苑者の処遇に関する業務や相談援助を行います。 勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	○	○	○
看護職員	配置医師・協力医療機関の医師等の指示の下、入苑者の看護業務及び保健衛生全般を行います。 早番 7:00～16:00 遅番 10:00～19:00 日勤 8:30～17:30 ※夜間帯においては、オンコール体制としています。	○		○
介護職員	入苑者の尊厳と権利擁護、並びに自立支援の観点を常に持ち、日常生活上について必要となる援助や介護を一元的に行います。 日勤 8:30～18:00 早番 7:00～16:00 遅番 10:00～19:30 夜勤 17:00～9:00 配置基準 日中は職員1名当たり入苑者3名 夜間は職員1名当たり入苑者25名 総主任・介助員(8:30～17:30)常勤で勤務	○	○	
機能訓練指導員	入苑者の日常生活上で必要となる機能の減退や、維持・向上のための訓練を行います。 勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	○	○	○
管理栄養士 栄 養 士	給食・栄養管理に関しての献立、食材発注、保管出納などの事務及び入苑者の栄養教育等を行います。 勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	○	○	○
調 理 員	栄養士の指示により、入苑者の食品調理を行います。 早番 5:20～13:30 中番 7:00～15:20 日勤 9:30～17:50 遅番 10:30～19:30	○	○	○
事 務 員	庶務・経理・会計についての事務を行います。 勤務時間帯(8:30～17:30)常勤で勤務	○	○	○

注記(※: 広域型特養・多床室 短:短期入所 地:地域密着型特養を表記しています。)

7 施設サービスの概要 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	1) 栄養及び身体状況等に配慮した調理済みの食材を使用し、栄養士の指導のもとに盛り付けや、個々に応じた味付けを行うなど、季節感やバラエティに富んだ食事の提供をしております。 2) 食事はできるだけ離床し、食堂で食べていただけるように配慮しております。又、ご面会時などご希望があれば、それ以外の場所で食べていただくこともできます。 食事時間 朝 食 午前7時30より 昼 食 午後0時00より 夕 食 午後6時00より
排 泄	1) 入苑者個々の身体状況に応じて、適切な排泄の介助を行うと共に、常に排泄の自立へ向けて適切な援助を行っています。 2) オムツを使用する入苑者の方々には、羞恥心や尊厳に配慮した上で、定時交換を含め必要時にはその都度交換を行います。
入浴・清拭	1) 身体状況に応じ行事日の金曜日以外は週2回、入浴もしくは清拭により身体の清潔保持を行っています。 2) 歩行や移動が可能な方については一般浴槽、重度で一般浴槽の入浴が困難な利用者は、特殊浴槽を使用しての入浴も可能です。

着替え・理容等	1) 寝たきり防止のために、日常生活上可能な限り離床などに努めております。 2) 個々の生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮し、離床時には適切な理容が行われるような援助をしております。
シーツ交換	週一回定期的な交換を行い、汚れている場合には随時交換を行っております。
機能訓練	専任の機能訓練指導員(看護職員)による入苑者の状態に合わせた機能訓練を行い、生活機能の維持・改善を行っております。
健康管理	1) 配置医師により、週2回の診察日を設けて健康管理に努めております。又、緊急等必要性がある場合には、配置医師あるいは協力医療機関等に受診を行うなど、療養上の援助を行っております。 2) 配置医師の指示並びに入苑者・ご家族の方より、外部医療機関に通院等の希望がある場合は、できるだけ配慮し援助を行っております。 (当施設の配置医師) 氏 名：梶原賢太 (診療科:内科・外科・循環器科) 診察日：火曜日・金曜日午後の1時間程度(状況により前後する)
相談及び助言	当施設は、入苑者及びそのご家族からの相談に誠意をもち、適切に対応した上で、可能な限り必要な援助を行なえるように努めております。 相談窓口 主任生活相談員 沖廣 佳人(介護支援専門員・介護福祉士) 生活相談員 見浦 秀和(社会福祉士)
社会生活上の便宜	1) 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設内の日常生活が活気あるものとなるように、随時レクリエーションや行事などを取り入れております。 主な娯楽、クラブ活動等、ショッピング、ドライブ、健康体操、折り紙教室、生花クラブ、書道、創作活動、晩酌、音楽、その他季節に応じた行事 2) 年金、保険、市・県民税等の行政機関に対する諸手続きを希望される場合は、利用者・家族より同意の上で、代行させて頂いております。

8 入苑者の利用料金

(1) 介護保険給付サービス

介護保険給付サービスを利用するに当たって、ご負担して頂く料金は厚生労働大臣が定めた告示上の基準額とし、「特別養護老人ホーム長寿苑利用料金表」(以下「料金表」という。)のとおりです。原則、介護保険負担割合証に記載された負担割合にてご負担して頂きますが、生活保護や原爆手帳をお持ちの場合には自己負担額については、減額あるいは免除される場合があります。なお、「社会福祉法人等による利用者負担限度額軽減証」をお持ちの方は、記載されている割合で減額いたします。申請により利用料のご負担が一定額を超えた場合は、高額介護サービス費として戻入れが適用される場合があります。

(2) 介護保険給付サービス以外利用料金

1) 居住に要する費用(介護保険負担限度額適用)

施設の建物設備等を利用して日常生活を過ごされる関係上、多床室ご利用の場合には光熱水費相当分、個室の場合は光熱水費相当分と部屋代(建物設備等の減価償却費相当)をご負担していただきます。外泊・入院等により部屋を一日空けられた場合には、6日までは介護保険負担限度額認定証をお持ちの方については、その認定証に記載された各段階の金額でのご負担となりますが、7日目以降は4段階でのご負担をしていただきます。

2)食事の提供に要する費用(介護保険負担限度額適用)

提供している食事の購入材料及び調理にかかる費用として、実費相当額にてご負担していただきます。居住費と同様に介護保険負担限度額証をお持ちの方は、その認定証に記載された各段階の金額でのご負担となります。(食費については1日当たり)

3)日常生活において通常必要となる費用で、入苑者ご自身で負担することが適当と認められるもの。

※当施設は居住費・食費とも国の定める基準額としています。(別紙料金表参照)

9 協力医療機関

医療機関名称	木阪クリニック	医療機関名称	となりのクリニック
院長名	木 阪 義 彦	院長名	梶 原 賢 太
所在地	東広島市西条本町 12-2	所在地	東広島市西条町馬木 458 番地
電話番号	082-422-2502	電話番号	082-437-3015
入院設備	ナ シ	入院設備	ナ シ
医療機関名称	木 阪 病 院	医療機関名称	西条心療クリニック
院長名	勇 木 清	院長名	岩 本 泰 行
所在地	東広島市西条町土与 1235	所在地	東広島市西条西本町 28-30
電話番号	082-421-0800	電話番号	082-421-1480
入院設備	ア リ	入院設備	ナ シ
医療機関名称	歌野原歯科	医療機関名称	
院長名	歌 野 原 之	院長名	
所在地	東広島市西条御条町 3-19	所在地	
電話番号	082-422-3744	電話番号	
入院設備	ナ シ	入院設備	

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム長寿苑消防計画」及び「水害・土砂災害を含む非常災害対策計画」に基づき対応を行っております。			
近隣との協力	近隣住民、地区消防団等に、非常時における相互支援を依頼しております。			
通 常 の 訓 練 及び防災設備	別途定める消防計画、非常災害対策計画に基づいて、年2回夜間及び昼間を想定し、避難・通報・消火訓練を入苑者共々に実施しており、安全への配慮に努めております。			
	設備の名称	個数等	設備の名称	個数等
	スプリンクラー設備	有	消 火 器	23 本
	火 災 報 知 器	10 ヶ所	非常通報装置	1 ヶ所
	屋 内 消 火 栓	11 ヶ所	非常用出入口	12 ヶ所
	防 火 戸	4 ヶ所	非常口・誘導灯	31 ヶ所
	カーテン、布団においては防炎性・難燃性の物を使用しております。			
消防計画等	消防署への直近の届出年月日 令和3年12月24日届出 防火管理責任者 理事長 梶 原 賢 典			

11 業務継続計画の策定等

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入苑者に対する施設サービスの提供を継続的に実施並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設は、職員に対し業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練等を定期的の実施するものとする。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12 感染症対策

施設は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね6か月に一回以上開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための、研修及び訓練等を定期的の実施する。

13 施設の利用に当たっての留意事項

施設においては他にも多数の入苑者が生活されているため、他の入苑者の迷惑にならないように、次の項目については特にご留意して頂きたいと思います。

来訪・面会	面会時間等は、原則 8:30～17:30 としておりますが、それ以外の時間帯においても面会はできます。面会等される場合には、必ず面会カードへのご記入をお願いいたします。ただし、安全上及び保健衛生面から管理が必要な時には、一部面会等の制限を行うこともあります。
外出・外泊	外出・外泊の際には、行き先と帰苑予定日時を、必ず職員に申し出てください。
協力病院・他医療機関へ受診・入院する場合	配置医師や協力病院並びに他医療機関へ受診・入院等の必要性がある場合は、原則当施設で対応いたしますが、頻回な通院等が必要な場合には入苑者・家族と協議した上で、一部ご協力いただく場合がございます。
居室・設備や器具の利用	施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご使用ください。これに反してご使用され破損等が生じた場合には、実費相当額を弁償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙は指定された場所以外ではお断りしています。飲酒についても原則禁酒となります。施設の日課や行事などで、飲酒できる機会は設けておりますが、これ以外の場合にはご相談ください。
迷惑行為等	騒音等他の入苑者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。又、むやみに他の入苑者の居室等に立ち入り迷惑となるような行為もご遠慮ください。
所持金品	原則職員が立ち会いを行います。入苑者の自己管理でお願いしております。ただし、自らの管理が困難な場合には、別途定める「利用者預り金規程」に基づいて、お預かりする事もできます。
宗教・政治活動について	施設内で他の入苑者及び職員等に、執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物等の飼育	施設内においては、ペット等の飼育はお断りさせていただきます。

施設内の事故について	利用者の看護・介護に従事させていただく職員は、日々の業務の中で転倒・転落などの事故防止のために、できる限りの注意を行い業務に当たっております。しかし、利用者の方自らがどんなに注意しても、職員や家族の方々が万全を期したとしても、事故を完全に防止できるとは限りません。 可能な限り利用者の状態を把握し、家族と理解・協力し合った上でサービスを提供いたしております。利用中は職員一同万全を期しておりますが、利用者自らが転倒・転落等された場合の事故は、ご理解いただくようお願いいたします。また、家庭内において発生する事故は、施設内においても発生する可能性がある事も合わせてご理解下さい。
施設サービス提供に当たり	「介護サービスよりも医療的治療を優先させたい」、「専門的なリハビリを受けたい」など、社会通念上において考えられる以上の施設サービスの内容を求められる場合には、入苑者及び家族の同意のもと、対応可能な事業所・施設等に変更させていただく場合があります。

14 苦情申し立て窓口

受付窓口	特別養護老人ホーム長寿苑 電 話 : 082-425-2000 FAX:082-425-2001 受付時間: 月曜日 ~ 土曜日 午前8時30分 ~ 午後5時30分 対 応 者: 苑長 梶原 竜太 ※午後5時30分以降も特別養護老人ホーム長寿苑で受付を行い、法人が定める「苦情解決に関する処理要綱」に従い、速やかに解決を図れるように努めております。
東広島市役所 介護保険課	所在地:東広島市西条栄町8番29号 電 話 : 082-420-0937(直通) 時間 : 午前8時30分 ~ 午後5時15分(平日のみ)
広島県国民健康 保険団体連合会 介護福祉課	所在地:広島県広島市中区東白島町19番49号 電話 : 082-554-0783(直通) 時間 : 午前8時30分 ~ 午後5時15分(平日のみ)

15 秘密保持について

法人の定める「個人情報に関する基本方針等」に基づき個人情報の取り扱いを行うこととし、施設や職員又は職員であった者については、サービスを提供するに当たって知り得た契約者又は家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。ただし緊急かつ必要性が高い場合には、医療機関や関係機関等に、必要最低限の範囲内にて個人情報等の提供をする場合があります。

16 施設からの契約解除について

原則施設より契約解除を行うことはありませんが、契約書に記載している事項に該当する場合には、施設側から契約を解除させていただく場合があります。
特に入苑者が7日間以上の入院等をされた場合には、介護保険の制度上では一旦退苑の取り扱いとなりますが、入院等が比較的短期間である場合や、概ね3カ月以内に退院される場合には、退院後の受け入れ若しくは受け入れ先の紹介など、個々の状況に応じてご相談に応じます。又、入苑者又は家族等の言動が正当な理由もなく、入苑者自身又は他の入苑者、あるいは職員の心身や生命等に危害を及ぼす恐れや、入苑者へのサービス提供に著しく悪影響を及ぼすと判断された場合にも該当いたします。

17 緊急時及び事故発生時の対応

法人の定める「緊急時対応マニュアル」及び「事故発生防止に関する指針」に従って、速やかに苑長に報告の上、医療機関又関係機関等への連絡を含め、適切な対応ができるように周知徹底を行っております。

18 衛生管理等

- (1) 入苑者の使用する食器やその他の設備、又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療器具の管理を適正に行うものとする。
- (2) 施設においては、感染症の発生又は蔓延を防ぐための必要な措置を講ずるものとする。

19 身体拘束について

法人の定める「身体拘束廃止マニュアル」に基づき、身体拘束廃止を目指しております。
ただし、緊急やむを得ないと判断される場合には、「身体拘束廃止マニュアル」の手順に沿って拘束や行動への制限を行うこともあります。廃止に向けて職員会議・ケース会議や委員会などにおいて、常に検討を行うなどして廃止するための努力を行っております。
なお、緊急やむを得ず身体拘束や行動の制限を行う場合には、マニュアルに則り入苑者又は家族の同意を得た上で、態様、時間及び心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとします。

20 ハラスメント等の防止

施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的関係を背景とした言動により、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等への必要な措置を講じるものとする。

21 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

施設においては、入苑者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設は、虐待防止のための指針を定め、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施
- (3) 上記の措置を適切に行うための担当者の設置。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

施設においては、施設サービスを提供するに当たり、当該施設職員又は養護者（入苑者の家族等の現に高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる入苑者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

22 成年後見制度等の活用支援

入苑者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じて成年後見制度等の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度等を活用できるように支援を行うものとする。

23 その他費用として支払いを受けることができる費用

入苑者が選定する特別な食事の提供に要する費用	実 費
インフルエンザの予防接種にかかる費用	実 費
配置医師・協力医療機関及び専門医への受診等にかかる費用	実 費
理美容師による訪問理美容(一回につき)	1,300 円
入苑者等の希望により外部のクリーニング店に依頼した場合	実 費
日常生活用品やショッピング等個人の嗜好で購入する費用	実 費

24 重要事項の掲示

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する、重要事項を書面掲示に加え、法人のホームページ等又は、情報公表システムに掲載・公表するものとする。

《 重 要 事 項 説 明 確 認 欄 》

令和 年 月 日

説 明 者

指定介護老人施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事 業 者

事業者名 社会福祉法人しらゆり会

所 在 地 広島県東広島市西条町馬木 1566 番地

説 明 者 _____

契 約 者

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供に同意しました。

契 約 者

住 所 _____

氏 名 _____

代 理 者 (代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____

(続柄: _____)